

議案第72号

福岡市立保育所条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本市が設置する保育所における時間外保育について利用時間の拡充を図るため、時間外保育に係る使用料について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市立保育所条例の一部を改正する条例

福岡市立保育所条例（昭和39年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（時間外保育に係る使用料）

第8条 時間外保育を受ける者の保護者からは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を徴収する。

- (1) 月を単位として行う時間外保育を受ける者 1月当たり、3,000円以内で規則で定める額に第5条の2の許可（時間外保育に係るものに限る。次号において同じ。）に係る利用時間帯に応じた時間数を乗じて得た額
- (2) 日を単位として行う時間外保育を受ける者 1時間当たり、600円以内で規則で定める額（以下「時間使用料」という。）に第5条の2の許可に係る利用時間帯に応じた時間数を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。